

**大阪府社会保険労務士会が
法務大臣認証・民間ADR機関
「社労士会労働紛争解決センター大阪」を開設！！**

大阪府社会保険労務士会（会長：大西健造）は、8月14日に法務大臣の認証（認証番号第35号）を、8月31日に厚生労働大臣の指定（指定番号第8号）を受け、裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（通称「ADR法」）による認証ADR機関「社労士会労働紛争解決センター大阪」を開設した（詳しくは法務省のホームページ「かいけつサポート」）。

開所式を9月11日午前11時から、大阪府社会保険労務士会館で開催する。

● **急増する個別労働関係紛争**

経済のグローバル化に伴い、国際競争激化の波が我が国の企業に押し寄せている。企業においては、リストラや労働条件の引き下げ、成果主義の導入等様々な対応を行ったが、その結果、労働者の権利意識、また法令遵守（コンプライアンス）に対する社会的意識の高まりにより、個別労働者との間に様々な紛争が起きている（個別労働関係紛争）。

平成21年5月に厚生労働省が発表した資料によると、平成20年度の1年間に全国の労働局の相談窓口寄せられた労働相談件数は、100万件を突破、個別労働関係紛争の裁判外紛争解決手続である「あっせん」の申請件数は8,500件に達しており、個別労働関係紛争の急増を示している。（大阪労働局：相談件数108,009件、あっせん申請件数651件）



▲ 東京霞ヶ関、法務省にて
大阪会会長に認定書を授与

● **労務管理の専門家の視点で円満解決** ●

社会保険労務士は労務管理の専門家として、日頃から企業において円満な労使関係の構築・維持に貢献してきたが、平成19年4月に「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR法）」が施行されたことから、同法に基づく認証ADR機関として「社労士会労働紛争解決センター大阪」を開設、その知見を活かし、発生してしまった個別労働関係紛争を円満に解決する事業を展開することとした。

同センターが行う手続は、あっせん員（特定社会保険労務士等）が労使双方からの意見を聴取したうえで、和解契約を締結する「あっせん」方式を採用。裁判によらず簡易・迅速・低廉そして円満に紛争を解決できることが最大の特徴。あっせんは、これまで大阪労働局も行っているが、同センターでは毎週木曜日の午後1時から8時と毎月第1土曜日の午前10時から午後5時に行くことで、利用者の利便性の向上を図ることとしている。



～本件に関するお問い合わせ・取材は～

大阪府社会保険労務士会

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社労士会館

TEL：06-4700-8188

事務局：青木 中川